

幼児教育・保育無償化のご案内

幼児教育・保育無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。本案内をご覧ください、認定申請書類一式を提出期限までにご提出ください。

【1】無償化の概要

(1) 対象になる方

保護者のいずれもが就労等の要件(裏面【5】参照)を満たし、保育の必要性があると認定された児童

(2) 無償化月額上限額

認可外保育施設等の利用料が、月額上限額まで無償化の対象となります。給食費・通園送迎費・行事費等の経費は、保護者の負担になります。

| | 無償化上限額 |
|--|---------------|
| 3～5歳児クラスの児童 <u>2号認定</u> | 月額 37,000 円まで |
| 0～2歳児クラス(※)の <u>市民税非課税世帯</u> の児童 <u>3号認定</u> | 月額 42,000 円まで |

※ 0～2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日まで)の方は、課税証明書の添付が必要になる場合があります。(「申請書」表面参照)

(3) 対象となる施設・事業

対象となる認可外保育施設等は次の施設・事業となります。なお、上限額の範囲内において、複数のサービスが利用できます。

- 認可外保育施設
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- ファミリー・サポート・センター事業(預かり部分の利用料のみ)

※ 利用したいサービスが無償化の対象となるかは予め施設・事業者へご確認ください。

《注意事項》

○保育の必要性の認定基準に該当しないお子様は、無償化の対象外となります。

【2】申請書類

保育の必要性の認定基準(裏面【5】)に該当し、認定を希望する場合に、ご申請ください。

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書

必要事項をご記入ください。「申請書」はお子様ひとりにつき1枚必要です。

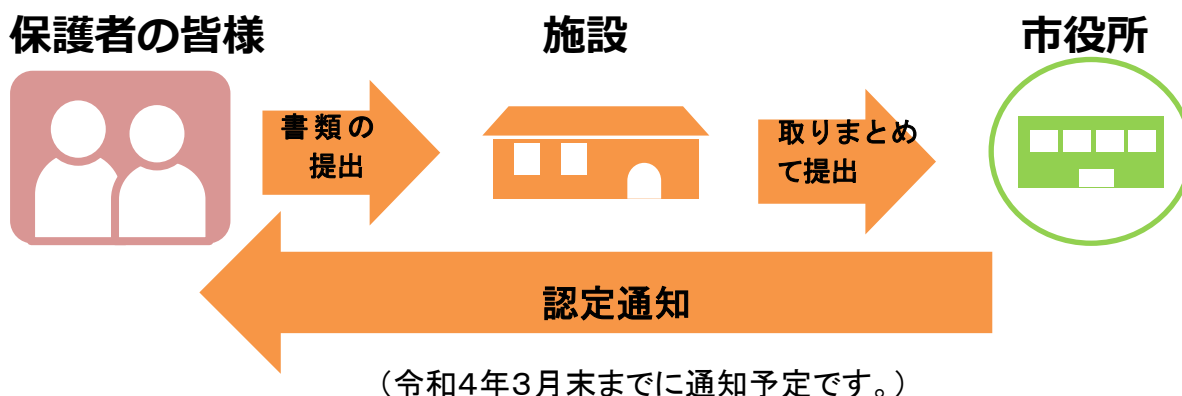
(2) 添付書類

父母それぞれ(※)の保育を必要とすることを証明する書類(裏面【5】参照)をご用意いただき、「申請書」にホチキス留めをしてください。必要な様式は、施設からお取り寄せいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。(きょうだいで通園している場合は、添付書類を下のお子様の「申請書」に添付してください。)

※ ひとり親家庭に該当する方は様式「⑬ひとり親家庭に関する申立書」をご提出ください。

【3】申請方法

【2】の申請書類を揃えて、利用(予定)の施設にご提出ください。



※ 審査の結果、保育の必要性が認められない時は、申請却下となりますので予めご了承ください。

【4】提出期限

令和 年 月 日()までにご提出ください。

【市ホームページ】

トップページ > くらし > 子育て

> 幼稚園 > 幼児教育無償化(認可外保育施設(幼稚園類似施設))

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/youchien/1035529.html>

【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 子育て支援課 子育て推進担当

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

電話 0467-82-1111 内線2161~2

~お問い合わせの際は「利用(予定)の施設名」をお伝えください~



【5】 保育の必要性の認定基準及び添付書類

保育認定を受けられるのは、保護者のいずれもが、次の表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することにより、児童の保育をすることができないと認められる場合です。申請を希望される場合は、当てはまる要件の書類を添付してください。

| 保育を必要とする事由 | | 認定期間 | 添付書類 |
|-------------------------|---|---|--|
| 就労 | 就労形態に関らず <u>月に64時間以上</u> (休憩時間を含む) 就労をしているとき | 就労している期間 ※ 認定期間中に仕事を辞めた場合、 お手続きが必要です。 | ・③就労(予定)証明書 ※ 自営業の方は、確定申告書 等の自営を証明する書類が 必要 |
| 妊娠・出産 | 出産の準備、出産 後の休養が必要な とき | 出産予定日の6週間前(多胎妊 娠の場合は14週間前)の日を含 む月の初日から、出産日の8週 間後の日を含む月の末日まで | ・⑨出産連絡票(施設等利用 給付認定用) |
| 求職 起業準備 | 求職活動(起業準備 を含む)をすること を常態としている とき | 2ヶ月の範囲内で求職活動に 必要と認められる期間 ※ 原則、継続できません。 ※ 認定終了日までに改めて申請が 必要です。 | ・④求職活動・起業準備状況申 告書兼誓約書 |
| 就学・職業 訓練校等に 通っている | 学校、専門学校等 に在学、または就 職訓練校等に通っ ているとき | 通学期間中 | ・⑤就学に関する調書 ・在学証明書 ・カリキュラム(時間割のわか るもの) |
| 介護・看護 (同居) | 同居している親族 の介護、看護が常 時必要なとき | 看護・介護等を必要としなくなっ た月の末日まで | ・⑥介護・看護に関する調書 ・介護・看護対象者の ⑧診断 書 または 手帳等のコピー ※ 要介護認定証の場合は診断書 が必要 |
| 保護者の 疾病・障がい | 疾病や障がいで、 保育ができないと き | 療養を必要としなくなった月の 末日まで | ・⑦疾病・障がいに関する調書 ・保護者の ⑧診断書 または 手帳等のコピー |
| 災害復旧 | 保護者が災害復旧 にあたり、保育がで きないとき | 災害復旧が完了した日まで | ・り災証明 |
| 虐待・DVのお それがある | 虐待やDVIにより、 市が保育の必要性 を認めるとき | 保育が必要と認められる期間 | 子育て支援課までご相談くださ い。 |

※ ひとり親家庭に該当する方は様式「⑬ひとり親家庭に関する申立書」をご提出ください。

※ 申請書類・添付書類の様式は、市役所子育て支援課の窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。



【6】申請される方へ

(1) 翌年度以降における保育の必要性の確認(現況届)

認定を受けた方は、保育を必要とする事由が継続していることを確認するため、毎年、保育を必要とすることを証明する書類を改めて提出していただきます。別途ご案内が届きましたらご提出ください。

(2) 認定期間中に「保育を必要とする事由」が変更になる場合

申請した「保育を必要とする事由」に変更がある場合は、変更のお手続きが必要です。
(例) 転職した (例) 就労要件で2号認定を受けていたが出産することになった

(3) 認定期間中に「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合

速やかに子育て支援課にご相談ください。

申請した「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合には、**2号認定**又は**3号認定**による無償化の給付を受けることができなくなります。

(例) 仕事を辞めた (例) 月64時間以上働かなくなった

(4) 在園中に認定期間が終了する場合

保育の必要性の認定基準(【5】参照)を満たし、認定の継続を希望される場合は、認定終了日までに、お手続きが必要です。

【7】入園後に**2号認定**又は**3号認定**を希望する方へ

施設の入園後に、保育の必要性の認定基準(【5】参照)を満たすこととなり、認定を希望する方は、認定希望日の前月末日まで(末日が閉庁日の場合、直前の平日まで)に変更申請の提出が必要です。(既に利用中の方は、申請書の受理日より認定が可能です。ただし、申請書の受理日より前に遡って認定を受けることはできません。)

認定通知は、申請書類を受理してから、約1か月後に送付予定です。

入園後の認定の相談やお手続きは子育て支援課へ